居延漢簡にみる候官についての一試論

破城子出土の〈詣官〉簿を中心として―

永 田 英 IE

路を開くとともに、 る重要な兵站基地でもあり、 告類には厳重な査察を加え、吏卒の違反や怠慢を厳しく監視した。また候際の吏卒の勤務上のあらゆる事務手続はすべて候官で処 府に報告するパイプ的存在であったが、実際の運営に当っては頻繁に集議をひらいて命令を徹底させ、候際より提出される各種報 結果、候官は基本的には都尉府と前線の侯陰との中間にあって侯陰を統轄し、都尉府の命令を侯陰に伝え、また前線の状況を都尉 した仮に「詣官」簿とよぶ一群の簿録の検討から、従来ほとんど明らかにされていない候官の機能と職掌について考察した。 年にここから多数の木簡が発見された。これが居延漢簡とよばれるものである。 奴を河西の地 会されたが、候官は同時に食糧を配給するほか、内郡から送られてくる賦銭を管理し、 建国いらい匈奴の攻勢に苦しめられてきた漢王朝は、 から漠北に逐いやることに成功し、この地に漸次張掖、 匈奴に対する守りをかためた。 軍事地帯における公私の経済生活の中心であったことが注目される。 当時、 居延は張掖郡の北部に位置する最前線の防衛基地であったが、一九三〇 武帝の時にいたって反撃を開始した。 酒泉、 敦煌、 本稿ではこのうち当時の甲渠候官の遺址から出土 武威のいわゆる河西四郡をおいて西方への交通 賦銭によって候緊の必需品を購入し供給す そして紀元前 一一五年には匈

史林 五六巻五号 一九七三年九月

を解明する多くの研究が発表されたが、 九三〇年に内蒙古の 工 チナ河畔でい 資料の性質上、とりわけ漢代辺境の軍事組織が具体的に明らかにされたことは重 わゆる居延漢簡が発見されていらい、 すでに半世紀ちかくなる。 其 0 間 漢代史

尉府 置いてこれを二大軍事基地とし、それぞれの都尉府のもとには数個の候官を配し、 これらの研究によると、 候官 候 ――除という一連の緊密な軍事組織でもって匈奴に対する前線の守備を固めていた。 漢代河西四郡の一つ張掖郡においては、 張掖太守府のもと、北の居延と南の肩水とに都尉府を 候官の下にはさらに候、 際を置き、 都

営にあたってその中核となったのが、候官であった。 ともに、 ていた。 前線にあっ 千人、文官には掾、 都尉府の長官は都尉である。 に数都尉がおかれ、 そして候には十名前後、 有事の際には都尉府など後方の主力部隊に伝達する重要な使命をになっていた。そしてこれら候や際の実際 たのが候、 曹史、 際であった。

候には候長のほかに

士吏と書記として

候史がおり、 秩は太守につぐ比二千石であった。 卒史、属、書佐などがあった。 都尉は一郡の軍事の最高責任者であるが、張掖郡における居延と肩水のごとく、 際には三~五名前後の戍卒が配置され、 辺郡の都尉府が防衛軍の後方基地であるとすれば、 都尉の下には副官として丞があり、 彼らは監視哨を中心に日夜敵の襲撃を見張ると **際には責任者として際長が** 他には武官としては司馬 防衛軍 辺郡では 'n か 運

干名配置されていた。 かに候官には副官として尉 は校尉に対比できる。 軍司馬一人ありて比千石なり。 鄣候といった。 の肩水都尉府の下には橐佗候官、 居延漢簡では現在までのところ、 事 居延漢簡の中には「右鄭候一人、秩比六百石」と明記した簡があり、③ 王国維は これに戍卒を加えると、 したがって都尉の下の候官は校尉の下の軍校に相当するだろう」として候を比六百石の官にあてて 『流沙墜簡』 -塞尉、 部の下に曲あり、 **廣地候官、** 北の居延都尉府の下には殄北候官、 鄣尉ともいうー の中で『続漢書』 肩水候官の三候官があったことが知られている。 候官の吏卒はおよそ一○○名前後というのが規模であった。 曲に軍校一人ありて比六百石なり」という文を引用し、 ―があり、 百官志の「大将軍の営は五部、 武官には士史、文官として令史、 卅井侯官、 居延候官、 王氏の仮説をうらづけてい 部ごとに校尉一人ありて比二千石 甲渠候官の四 これら候官の長を候または 尉史などがそれぞれ若 [候官が 「都尉の名と秩 また一 候官が

名 には候長、 管轄する候熈の数は、 戍卒は四九八名となる。これよりして一候官の管轄する候際にはおよそ一三○名前後の吏と五○○名前後の戍卒が配 士吏、 候史各一名と戍卒一〇名、 たとえば甲渠候官の場合では少くとも候が一三、際が九二あったことが判明してい 際には際長一名と戍卒四名がいたとして計算すると、 **際長以上の更は一三一** いま仮に候

置されていたことが推測される。

態を知ることはできない。 の候官の研究が必須のものとなってくるのである。 るなど、 い。たとえば『続漢書』郡国志によると、 る大きな課題の一つとなっている。しかも候官の研究は、 全体としてほとんど何も解明されていないのが現状である。 があっても部分的にしかすぎず、候官についてはそれが候や際を統轄する哨戒基地であり、 能を果していたかという点になると、従来の研究はもっぱら候際に集中しており、 以上が候官の構成と規模の概略である。 後漢時代になると候官は県と同じ一行政単位として名をつらねるようになるが、 そこで後漢時代のこうした候官の機能と運営を知る上からも、 上郡の領県十城の一つに候官があり、 ではいったい、 これら候官が当時の辺境防衛組織の中で具体的にどのような機 ただ単に前漢時代の辺境における軍事組織の問題にとどまらな したがって、候官の研究は漢簡研究の中で今日に残されて 張掖属国の五城の一つに候官がふくまれ 時に候

、に

関連して

候官に

ふれること 漢簡にもとづく主として前漢期 もちろん正史の上からはその実 軍事基地であるという以外は、

したがって居延漢簡を出土地別に整理するということは、 湾は肩水候官、 そ破城子 (Mu-durbeljin) 出土簡が五二〇〇点、地湾 (Ulan-durbeljin) 出土簡が二〇〇〇点、大湾 (Taralingin-durbeljin) のおかれた遺址から出土した全木簡を綿密に分析し検討することが必要である。 では侫官の機能と職掌を具体的に明らかにするためにはどうしたらよいのであろうか。それには方法論としては、 一五○○点、瓦因托尼(Wayen-torei) 出土簡が三○○点、其の他となっている。このうち破城子は甲渠候官。 瓦因托尼は砂北候官がおかれた遺址であるから、 とりもなおさず候官文書を整理することにほかならないのであ 居延漢簡の大部分は候官の遺址から出土したものである。 いま居延漢簡を出土地別にみると、およ

先きだち、破城子すなわち甲渠候官の遺址から出土した仮に「詣官」簿とよぶ一群の簿録の検討を通じて候官の機能と職 る。ただここでただちに出土地別に候官文書を取り上げようというのではない。この小論は、そうした候官文書の分析に

は次のようなものがある。 漢簡を扱った研究はいずれもこの問題にふれているが、専論として

勞縣「從漢簡所見之辺郡制度」国立中央研究院歴史語言研究所集刊八 一2、一九三九。

同「漢簡職官表」京都大学人文科学研究所創立廿五周年記念論文集 藤枝晃「長城のまもり」自然と文化別編二、一九五五 労榦「釈漢代之亭障与烽燧」

国立中央研究院歴史語言研究所集刊一九 賀昌羣「烽燧考」国立北京大学四十週年記念論文集乙—上、一九四〇 一九四八

王国維『流沙墜簡』 烽嘫類六

九五四

簡番号二五九・二、図三四九頁、甲一三六七。

拙稿「居延漢簡熢除考」(東方学報京都三六、一九六四)を参照。

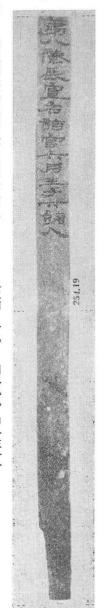
Region, Inner Mongolia. 2 vols. Stockholm 1956-58 とよる。 Bo Sommarström; Archeaological Researchs in the Edsen-Gol

陳夢家「漢簡考述」(考古学報一九六三―一)によると、破城子す

なわちA8の第一、第二発掘地区を甲渠候官あととし、第三、第四発 があり、それについては注①の別稿にて詳述する予定である 掘地区を居延都尉府あとに推定している。しかし後者の推定には問題

学報京都四六に発表の予定である。 とくに破城子出土簡については、 「居延漢簡の集成」と題して東方

いま仮に「詣官」簿とよぶ木簡は次のようなものである。



例1

第八際長宣召詣官六月壬子下餔入

1

簡

で、

わゆる

詣官」

簿とは候官に出頭した際の一

代ことに辺境軍事地帯における往来、

通行の厳

重さを物語るものであるが、

これが資料として重要なのは、

先の例でも

このような

一詣官

簿

0 存

在

「万文良話が 関が 近来三月」 世末之人

例

2

例2 第廿三候史良詣官受部吏奉三月乙酉平旦入

> 六八・五=二二四 $\frac{\cdot}{=}$

北京 号である。 読しがたい文字を示し、 央研究院歴史語言研究所から出版された『居延漢簡図版之部』 氏の付したものとい はじめに漢簡を記載する上での説明をしておく。 の中国科学院考古研究所の編輯のもとに出版された『居延漢簡甲編』の図版番号を示す。 したがって上の番号によって出土地点が示される。 われる。 簡の上端あるい このうち上の数字は発掘者F・ベ は下端が切断 例1の場合、 していて字数が不明の場合には□印を付した。 簡番号の下の図二九九とあるのは、一九五七年に台湾 の頁数を示し、 ル 簡文の下に二五四・一九とあるのは簡の番号で、 グマン氏の採集袋の番号、 次の甲一三一一とあるのは、 下の数字は同 なお以下の釈文で□ 袋内 九 五九 0 印 整 は 年 0 理 中 釈 に 番

平旦 に書か 間の出 た」というものであり、 さてこの挿図からも明らかなように、 0 れてい 诗 王 とは甲渠候官を指すことは疑い |地を示す上番号の二五四および一六八、二二四がいずれも甲渠候官のおかれた破城子であることから、| 刻に入った」というものである。 意味は例 例2は 1は 「第八際の際長である宣が、 「第廿三候の候史である良が、 文字は幅約一 ない。また「入る」とは候官の区域おそらく ここにみえる第八際、 種の着到簿と考えてよいだろう。③ センチメートル、長さ約二三センチメートルの 呼出しをうけて官に出頭し、 第廿三候 官に出頭して所属の吏の俸給を受取る。 は いずれも甲渠候官所属 は候官の門など建物の中に入ること 六月壬子の 0 の候際である。 É 通 の下 常 三月乙酉 の木簡 0 ここに の上 時 また木 刻に入 0) Ħ 半分

かるように多くの場合に候官に出頭した用件ないしは目的が併記されていて、候官の機能を知る手がかりを与えてくれる

ことである。これが本稿でとくに「詣官」簿を取り上げた理由である。

漢簡を出土地ごとに書式別に分類することを試みた。ここで取上げようとする破城子出土の「詣官」簿は、④ ところで近年、M・ローウェ氏は大著『漢代行政の記録』Records of Han Administration を発表し、 その中で居延 ローウェ氏の

著書ではMD(Mu-durubeljin の略)13の番号のもとに次の50簡をあげている。 なお簡文の上の記号と番号は、 この小論

で説明の便宜のために付したものである。 L 11 L 10 L 9 L 8 L 7 L 6 L 5 L 4 L 3 L 2 L 1 城北候長克職事数毋状詣官自殿八月甲申平旦入⑤ 第十三

熙長

党召

詣官

実月

癸丑

蚤食
入 制虜際長房召詣官八月戊戌〇 驚虜熙長詡召詣官八月戊戌平旦入 臨之際長威為部市薬詣官封符八月戊戌平旦入 第廿八熙長馬萬将省卒詣官八月乙未蚤食入 吞遠士吏褒召詣官八月甲午日中入 第十七候長譚持射具詣官射八月甲午食□入 第廿三際長忠行塞還詣官正月戊寅蚤食入 [2]将部卒詣官稟正月戊寅蚤食入 ☑長□詣官八月甲午下餔入 二〇三・六四 七六・三九 二四四・四=二四四・六 二〇三・一七 図一六二 ニボ・ニニ 二五七・三一 図一五九 二〇三・三八 二八六・一一 図二四〇 図一四〇 図二四八 図三三 図一五九 甲一九四 図三〇一 甲一五六〇 甲一二九一

L 13 L 12

遮要候長上官客召詣官三月己卯平旦入

四五八・二

図四三

二八六十二四

図三〇一

甲一五六六

第廿二際長褒調守臨木候史詣官正月辛巳下餔入

| □□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□ | 居処 | (実間) | こみる医目 | ۷۷ | , (0) | myū | m (ZK | .ш) | | | | | | | | | | |
|---|-------------------|------------------|-------------------------------|------|-------------------------------|----------------|----------------|-------------------|---------------------|--------------------|-----------------|-----------------|-----------------|----------------|--------------------|---------------------|--------------------|--------------------------|
| □□□□□遠不及到部謹持弩詣官射七月丁亥蚤食入 □□□□□遠不及到部謹持弩詣官射七月丁亥蚤食入 □□□□□遠不及到部謹持弩詣官射七月丁亥蚤食入 □□□□□遠不及到部謹持弩詣官射七月丁亥蚤食入 □□□□□□遠不及到部謹持弩詣官射七月丁亥蚤食入 □□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□ | L 30 | L 29 | L 28 | | L 27 | L 26 | L 25 | L 24 | L 23 | L 22 | L 21 | L 20 | L 19 | L 18 | L 17 | L 16 | L 15 | L 14 |
| □□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□ | 萬歲士吏就対府還詣官十月庚午下餔入 | □土吏晏召卒還詣官八月辛未餔坐入 | | 図一六二 | 吞遠候長放昨日詣官上功不持射具当会月廿 | ☑候史良召詣官六月甲寅平旦入 | 餅庭候長永詣官六月癸丑食時入 | 萬歲際長放将□詣官稟六月癸丑平旦入 | 第十四熈長鳳将部卒詣官稟六月癸丑平旦る | 第一縣長詡将部卒詣官稟六月癸丑平旦入 | 第九隱長宣召詣官六月壬子下餔入 | 第八陰長宣召詣官六月壬子下餔入 | 三谯嘫長良召詣官六月辛亥下餔入 | ☑四候長放詣官六月辛亥蚤食入 | 第十七候長譚送省卒詣官五月己丑蚤食入 | 第廿一熈長尊母不幸死詣官取寧五月辛巳食 | 第二熈長褒将部卒詣官稟三月丙戌蚤食入 | 第廿三侯史良詣官受部吏奉三月乙酉平旦入 |
| | 図三二三 | 一六〇・七 図二三〇 | □□□□遠不及到部謹持弩詣官射七月丁亥蚤食入 二〇三・一八 | | 廿八日部遠不及到部謹持弩詣官射七月丁亥蚤食入 二〇三・二四 | | | 図二九九 | 八九・一一 図二三四 | | 図二九八 | 図二九九 | 図三二 | | 二五四・一五 図二二九 | 二六四・一〇 | | 入 一六八・五=二二四・一三 図三三一 甲九六七 |

| L | L | L | L | L | L | L | L | L | L | L | L | L | L | L | | L | L | L |
|-------------------------|---------------------------|--------------------------------|-----------------------|------------------|---------------------------------------|------------------------|------------------------|------------------|--------------------------|-------------------|--|-----------------------|-------------------------------|------------------------------|-----------|---|---|------------------------------------|
| 48 | 47 | 46 | 45 | 44 | 43 | 42 | 41 | 40 | 39 | 38 | 37 | 36 | 35 | 34 | | 33 | 32 | 31 |
| 不侵候長晏詣② 一七四・一四 図一六七 | 第六縣長護将部卒□ 五九・一七 図二五○ 甲四四一 | 武疆縣長並持延水卒實銭詣官閏月辛酉② ニニー・ニハ 図二八四 | □木候長王客詣官受□ ニニー・五 図ニ八五 | □平旦入 一七八・二六 図二八九 | 萬歳候史段召詣官□月甲寅平旦入 二八六・三○ 図二四二 甲二四二五 | □己酉日下餔入 四一三・八 図一〇九 | 臨桐縣長誼□召詣官□ 一八八・二四 図三一○ | □蚤食入 二八七・一六 図三三六 | 第一除長趙並初除詣官 2 二八七・二二 図四四四 | □玄下餔入 一六八・一五 図三二一 | 第十七候長立召詣官十二月已已蚤食入 一六一・七 図三〇二 甲九五八 | □ 十二月甲寅免食入 四八二・八 図四三三 | □ 吏奉十一月庚子平旦入 一七四・一〇 図一六六 甲九八八 | 第廿三候史良詣廷受部吏囚 一七四・六 図一六六 甲九八八 | 図二一八 甲七六五 | 第十候史殷省伐慈其第十三熙卒高鳳去作亡賜中部田舎闞傷男徐武毋状詣官自□十一月辛丑食坐入 一三三・一五 | 察徴縣長昌将省卒詣官十一月甲戌平旦入 鄭望卒趙小奴十二月正月已稟 八九・五 図二三四 甲五〇六 | 第□候長譚詣官上功□□□□□十一月甲戌蚤食入 二〇三・四〇 図一五九 |

| L 49 | 第一等候長歆詣官受吏奉十一月□□□ 一七四・九 図一六七 |
|---------|--|
| L 50 | 第四候長放召詣官三月□戌□ 五二・六二 図一八八 |
| このほか | このほかにローウェ氏は、MD13と同じ書式の破城子出土簡として、更に12簡を追加している。 |
| L 51 | 3 當曲際長武持□所辟火報詣官九月丁未日出入 五九・三六 図二五一 |
| L 52 | 3 |
| L 53 | 3 □月丙寅日中入 ーー○・七 図一九五 甲六二○ |
| L 54 | \$\\ 第卅二 \\ 黑初除詣官 \(\text{or} \) \\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ |
| L 55 | 3 餅庭際長郅尊詣官□ 一二三・四六 図一五五 |
| L 56 | 3 <a>□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ |
| L 57 | 5 □長呂尚詣官稟 正月□ 二二二·六=二二二·七 図一七九 甲一二三三 |
| L 58 | \$ 第六際長□将省卒三人詣官八月□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□ |
| L 59 | 3 第七際長宗詣官□□□十月甲寅蚤食入 二五八・二一 図二三五 |
| L 60 | ○□詣官還負銭十一月甲戌蚤食入 二七六・一四 図五二九 |
| L 61 | 5 第廿四縣長石匡史還詣官□ 四八一·一B 図一五三 |
| L 62 | □ 正月戊寅日入。 四八二・二〇 図五〇五 |
| しかし、 | 0、いま全破城子出土簡を点検するに、ローウェ氏のあげたもの以外にも更に次の11簡をあげることができる |
| 簡 1 | ・ 當曲際長関武持郵書詣官十月己亥蚤食入 四六・六 図三四五 甲三三七 |
| 簡 2 | □ 第十二際長長詣官自言五月戊子前□ 五二·五○ 図一九○ 甲三七三 |
| 額 3 | p - 第卅六梁長戎父下幸死当以月廿丘日弉指言权急四月乙卯蚤食入 |

| 簡 17 | 簡 16 | 簡 15 | 簡 14 | 簡 13 | 簡 12 | くこれを同じ | が、破り | 官と | づけて | また多くの | 簡 11 | 簡 10 | 簡 9 | 簡 8 | 簡 7 | 簡 6 | 簡 5 | 簡 4 |
|---------|---------|--|---------|---------|---------|------------------------------------|--|--|------------------------------|------------------|---|---------------------|----------------|---------|------------------|--------------|-------------------|----------------|
| □詣官封符 | □長□隆召詣官 | 第十泰侯長 | □還詣官 | | | を同じ「詣官 | が、破域子で二種類の書式があるのは、いちおう時期による相違かもしくは記録者による相違と解し、 | 官」と到着の月日とを分離して書き、通例と異る書式のものがある。このような書式のものは地湾出土簡の中に見られる | づけて書くのに対し、 | くの「詣官」 | 第十候長忠 | 第四候長弘 | 餅庭候長訂 | □長忠召詣官□ | □詣官受十 | □庭士吏□ | 餅庭候長仁 | 第卅八熈長 |
| 13 | 脂官 | 第十桼候長趙彭詣官賜労 | | 六月辛亥餔時入 | 六月辛亥入 | 「詣官」簿の範疇に入れるとすると、更に次の6簡を加えることができる。 | の書式があ | を分離して | 、ローウェ | 「詣官」簿が簡の上端から職官名、 | 第十候長忠将侯史蕭竝詣官□□ | 第四候長弘候史臨迩還詣官五月丁亥下餔入 | 餅庭候長訌詣官受部禄八月□□ | 官□□□□ | □詣官受十一月奉十二月乙巳下餔入 | □庭士吏□召詣官十一月□ | 餅庭候長仁将部吏詣官七月辛酉蚤食入 | 第卅八熈長謡母死詣官寧三月☑ |
| | 六月庚戌食坐入 | | | 時入 | 入 | に入れると | るのは、い | 書き、通例、 | 氏のあげたな | 端から職官 | 詣官□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□ | 詣官五月丁六 | 八月□□ | | 月乙巳下餔 | 月□ | 七月辛酉蚤。 | 寧三月□ |
| 四八二・一六 | 食坐入 | | | 三五 | 五八・一八 | すると、更に | ちおう時期に | と異る書式の | ーウェ氏のあげた簡の中には、たとえばL36、L5、L5、 | | | 亥下餔入 | = | 二七二・三九 | ^ | 二一四・六一 | 食入 | 五力 |
| 図四三三 | | = 0· = | 図一四八 | 二 図一八五 | 図二〇〇 | に次の6簡 | による相違っ | のものがある | たとえば | 姓名もしくは名、 | | = | 三二・一八 | | 二四四・七 | | 三・二七 | 五九・三九 |
| | 二三一・四九 | 一図二九三 | | 八五 甲六四八 |) 甲二四四四 | を加えるこ | かもしくは | る。このよ | 36 L 52 | 「詣官」と其の理由、 | 図一二九 | = | 図二五六 | 図五二 | 図二六〇 | 図四四九 | | 図三二九 田 |
| | 図二八三 | ************************************** | | 八 | 四 | とができる | 記録者によ | うな書式の | L 56 L | | 甲六七七 | 図二五五五 | | | O | | 図二二六 | 甲四二八 |
| | | | | | | ٥ | る相違と解っ | ものは地湾は | L 57 L 62 | 到着した月と日の干子、 | | | | | | | | |
| | | | | | | | し、ローウェ | 出土簡の中に | のように、明らかに「詣 | と目の干子、 | | | | | | | | |
| | | | | | | | ーウェ氏のごと | に見られる | っかに「詣 | 時刻をつ | | | | | | | | |

そのほか、たとえばL38、 L 40 L 42 L 44 ` 53 53 L62のように単に「日時入」を以て「詣官」簿の断片とするならば、

簡 18 ☑亥舖坐入 二三二・八 図一七九

☑舗坐入

五二・一八

図一八九

更に次の簡を追加すべきである。

げた甲渠候官の80例が圧倒的に多く、他に肩水候官の僅かに2例があるに過ぎなかった。しかし、今このL13の資料を卅 破城子のグループから除外しなければならない。居延漢簡中、いわゆる「詣官」簿で出土地の判明するものは、ここにあ それぞれの候官ごとに存在していたことを示す、より有力な証拠を提供することになる。 井候官に加えることにより、「詣官」簿すなわち候官に到着した着到簿が甲渠や肩水のみにみられる特別なものではなく、 のL3の簡は、上番号四五八から出土地はP9すなわち博羅松治 (Boro-tsonch) で卅井候官の遺址とされるところであり、 以上、書式の上から破城子出土の「詣官」簿と考えられる簡を列挙した。ただこの中で、ローウェ氏のあげた簡のうち

拙稿「居延漢節烽除考」を参昭

拙稿「居延漢節燵除考」注(5)を参照

「入」の解釈にはなお問題がある。敦煌漢簡にも

とらなければならぬ根拠は何もない。かつてこれを居延県索関を通過 しかし居延の「詣官」簿の「入」を敦煌簡と同様に「入関」の意味に 頭するために玉門関を入った記録である。居延漢簡でもたとえば肩水 のように居延の「詣官」簿と同じ書式のものがある。ここでいう府は 般に「入」といえば関門を入る意に用いられることが多いようだが、 金関の通関記録など、ただ単に「入」「出」とだけ記されており、一 玉門都尉府、関は玉門関を指し、これは大煎都際長が玉門都尉府に出 大煎都除長尉良持器詣府柴月戊子目下餔時入関(敦四三六

した記録としたが(注①の拙稿)、甲渠候官のおかれた破域子から出土

したことを有力な証拠として、侯官に出頭した際の羞到簿と改める。 Michael Loewe; Records of Han Administration, 2 vols

Cambridge, 1967

れることが可能である。 甲渠候官所属の候であることが明らかであり、破城子出土館の中に入 で紹介したもので簡番号を欠いているために出土地は不明である。ロ ーウェ氏の説明はないが、城北候は簡番号二○三・一五の簡によって L28は一部よごれのために文字が判読できないが、L27とまったく **健宗頤氏が「居延零節」(『金匱論古綜合刊』第一期所収、一九五七)**

同文とみなされ、いずれかが本文書であった。ここではいちおう上27 L34とL35は一つの簡が上下に切断したもので、甲編には綴合した

を本文書として扱うことにする。

うか、疑問として残しておく。である。これは「官」の誤記か、あるいは候官を廷とよんだのであるである。これは「官」の誤記か、あるいは候官を廷とよんだのであるである。これは「官」の誤記か、あるいは候官を廷とよんだのであるである。とすれば支払場所い。内容は更の棒銭を受取りに行ったものである。とすれば支払場所図版をのせている。なおL34の「詣廷」という言いかたは他に例がな図版をのせている。なおL34の「詣廷」という言いかたは他に例がな図版をのせている。なおL34の「詣廷」という言いかたは他に例がな図版をのせている。

図一〇二 図一〇二

=

二月戊午平旦入 一五・二五

⑨ 注⑧を参照。なお出土地不明の筒の筒番号をあげておく。□ 二月丁巳平且入 五一・一三=一二一・二五 図一四五

一〇七) 四五四・二八(図一〇七) 四五九・二(図五三) 四八五・一二(図一〇二) 四五四・四(図一〇七) 四五四・一一(図七八・一〇(図一七二) 三九

六・三(図三〇九)

るが、これは明らかに書式が異り、別の種類の文書である。なおローウェ氏は出土地不明の中に一四○・一九(図四一六)を加っ

前節で「詣官」簿の書式についてみてきたが、次に「詣官」の具体的な内容について考察することにしよう。

する。この場合の「召」と釈するもとの字を「召」とするか「名」と釈するかは問題のあるところである。労榦氏の釈文の ただL1とL41とは「名」と読めるが、両簡とも図版をみるかぎりかなり後世の補筆が入っており、もとから「名」であ としていることにも見られる。しかし石刻と異り木簡の中では「名」と「召」とははっきりと区別されていたようである 書で「召」と「名」とが混同している例は、たとえば漢碑の中で「孔廟置守廟百石卒史碑」の「詔」の字のつくりを「名」 および『居延漢簡甲編』ではいずれも「名」と釈するのに対して、ローウェ氏はすべて「召」字に改めて解している。隷 あげればL1、L4、L8、L9、L19、L20、L21、L26、L37、L41、L43、L50、簡6、簡8、簡16がこれに該当 ったかどうか疑問である。これ以外に例がないところから、ここではローウェ氏の釈読をとることにした。 先ず第一に、候官に出頭する用件ないしは目的で圧倒的に多いのが「召されて官に詣る」というケースである。資料を

さて、ここにあげた召されて、すなわち呼出しをうけて候官に出頭する場合に、いずれも用件が記されていないが、

私

(736)

114

ę,

見よりするにそれには二つあったと考える。先ず顕著な例として次の簡をあげよう。

一二三・五五 図一五五五 甲六八七

ここでいう郵書失期とは、 具体的には

☑郵書失期前数召侯長敞詣官対状

N

В 臨木卒我付誠敖北際卒則界中八十里書定行九時留遲一 一時解何

> 図二二六 甲七六七

とえば臨木陰から誠敖北陰までの八十里は九時というように区間距離にあわせて所要時間が定められていた。そして実際 といった書檄の内容とセットをなすものである。すなわち当時辺境地帯における文書の逓伝には、 事故防止のために、た

の逓伝に際しては

のように、各中継地において中継の日時(六月戊申夜大半三分、己酉平旦一分など)と中継者 南書二封 皆都尉章 詣張掖太守府 侵卒楽己酉平旦一分付誠北卒良六月戊申夜大半三分執胡卒□受不 一八五・三=四九・二二 (執胡卒□、不侵卒楽、 図 四二

誠

延することについて候長の敞に対して候官に出頭して申し開きを命じた、 の証拠として候官へ提出することになっていた。箇Aはそうした郵便の伝送が規定の時間どうりに行われず、 北卒良など)を記録した簡を所定の区間ごとに新しくつけかえながら郵便物とともに伝送し、 いわゆる召喚状である。 その記録が完了すると後日 同様に しばしば遅

内容はわからないが職務上の不都合を指摘され、 詣官会辛亥旦須有所験毋以它為解 二五九・一一 候官で厳重に調査すべく「辛亥の日の旦に会せよ」と日時を指定し 図三五四

て候官への出頭を命じたものである。 Ε ☑虚積八日解何甚毋状檄到☑ また

五六・三五 図一七〇

到らば」のあとは、 は勤務日数を八日間よけいに申告していたのが暴露して「何と解するか、 この文書が到着しだい期日までに出頭して釈明するよう命じた文辞がくるのが普通である。 甚だ毋状なり」と厳しく譴責しているが、 檄

このような候官からの喚問に応じて出頭したのが「召されて官に詣る」の一つのケースであった。 すなわち「召されて 115

官に詣る」の中には、 先ず以上のように候官から職務上の違法や怠慢を指摘され、 喚問に応じて釈明のために出頭したも

のであったことが知られる。

いかし候官がこうした呼出しをかけるためには当然、

日常の候際の勤務状態を十分に掌握していなければならなかっ

た。

116

簿 関する「日迹簿」、信号の伝達を記録した「挙書」、設備品の台帳ともいうべき「守禦器簿」並にそれらの破損の状況を記 は 61 録した「折傷簿」等々がそれである。しかもこのような候官への報告は、単に簿録や文書類のみに止らなかった。 籍」「卒家属稟名籍」、戍卒の雑役に従事した記録である「作簿」、侯際の勤務の中でも特に重要な毎日の天田の見廻りに の詳細な記録をつくり、月ごとに簿録を作成して候官に逐一報告する仕組みになっていた。たとえば戍卒の異動をまとめの 先に引用した逓伝の記録はその好例であるが、居延においては漢の上計の制度の一環として账単位あるいは候単位に各種 らゆる不正と怠慢を摘発する監督の目をたえず光らせていた点である。 みてきたところでも明らかなように、 た「在署名籍」、戍卒の疾病や治癒の状況を記録した「疾病簿」、戍卒や戍卒の家族の食糧配給台帳ともいうべき「卒稟名 ,は都尉府へ出頭したのち帰って復命したものであり、L29は戍卒とともに勤務地を離れていたものが帰還して報告した の中からいえば、 決して形式的なものではなかったことがよくうかがわれる。 候際の状況から吏卒の動静にいたるまで十分に把握することができたのである。 簡 14 のほかL51も内容は不明であるが一種の報告の類と解される。候官は以上のような各種の報告にもとづ L11と簡10はいずれも日迹すなわち天田の候望から帰って直接候官に報告したものであり、 候官ではこれら報告類全般にわたって厳重な査察を加え、 これよりしても候官が候際を統率するということ しかも注意すべきことは、 候際の吏卒の勤務上のあ L 30 と L 「詣官」 すでに

かもしれない。 詣官」簿中の簡1は、 またL33は、 そして勤務成績のとくに悪い者はL2のごとく「職事毋状」として候官で身がらを拘束することも行わ 意味は第十候史の殷が戍卒をひきいて出張作業中、戍卒のひとり第十三際卒高鳳が逃亡し、 あるいは郵便物遅延の釈明のために、 簡Cのような中継の日時と中継者の記録を持参したもの 年代が与えられ、 てよいだろう。

いが、

武なる男と争って傷害を加えたのは、 殷の監督不行き届きだというもので、おそらくL2と同様、 彼も候官に身がらを拘

東されたものであろう。

は た。たとえば 中央や地方を問わず集議が重視され、またさかんに行われたことである。これは辺境の居延においても変りがなかっ 「召されて官に詣る」の他の用件としては、 集議のための召集に応じて出頭するものである。 漢代の政治の大きな特徴

期を失するなかれ」と厳重に日時を指定して召集しているのは集議のためと考えられる。完全文書を欠くために内容は判 はおそらく [居延] 謂甲渠候官写移書到会五月旦毋失期如律令 都尉府から甲渠候官に宛てた書檄と思われるが、「文書を受取ったならば五月 **/**掾要、守属延、 書佐定世 四二・二〇 (朔 の早朝に会せよ、 図三四〇

G □官会月廿一日 / 尉史遷臨

H

毋忽如律令・会月十六日

五五・二三

図二五三

図 五五

のように「月の廿一日に会せよ」「月の十六日に会せよ」という表現をもった書檄類はおおむね集議のため ローウェ氏の考証によると「詣官」簿のうちL1からL9までとL46は紀元前五六年ないしは紀元二年の の召集と解

プではL8とL9、後者のグループではL19、L20、L21など複数の者が同日もしくは相い前後して候官に到着している L10からL38までは紀元前五五年ないしは紀元三年の年代が与えられるという。とすれば前者

もちろんあるが、多くは都尉府など上級官庁からの命令を伝達し、それをふまえて行われるもので、 底させるという意図があったことはいうまでもない。また集議は、 集議のための召集に応じて出頭したことを傍証するものといえる。こうした候官での集議は候除の運営上 一会日が一定していないために定期的な会合とはいえな その中には命令を徹

「月の何日に会せよ」という表現からして、協議事項や連絡事項があるごとにかなり頻繁に開かれたものと考えら

117 (739)

れる。

知られるであろう。

て集議し、徹底させるとともに、他方では候際を統率し、職務上の違反や怠慢を厳重に監視する任務をもっていたことが 以上のように「召されて官に詣る」よりして、侯官が先ずその職掌として、上級官庁からの命令を下部の侯や際に伝え

がらと、労すなわち勤務日数とによっていた。辺境の官吏といってもほとんどが武吏であるが、彼らは 法令の定めるところにしたがって官吏の勤務評定を行うのも、また候官の仕事であった。漢の官吏の昇進は功すなわち手 候官が常時の査察を通じて官吏の勤務評定を行っていたことは先のL2などの資料から明らかであるが、 これとは別に

I 北辺契令第四候長候史日迹及将軍吏労二日皆当三日

一〇・二八 図二九 甲八七

二八五・一七

図三七一 甲一五四二

とある北辺契令によって、労二日が三日に加算される優遇措置が認められているほか、

功令第冊五士吏候長蒸際長常以令秋試射以六為程過六賜労矢十五日

Ţ

上旬には秋射を行うのが慣習であったことがわかる。 で行われたことを物語っている。応劭の『漢官儀』によると、兵士の試験は八月に実施されるのが規定であった。L3で 持参して候官に出頭したものであり、 与えられることになっていた。この弓射の試験を秋射という。「詣官」簿のうちL3は実際に秋射をうけるために射具を 第四十五の規定では各自矢12本を発射し、的中した矢6本を基準に、それ以上の成績をおさめると矢1本につき労15日が とからして、十月の上計に間に合わせるよう郡国の資料をそろえるためには、こうした辺郡の候官では七月ないしは八月 は八月に実施されているが、L27の場合は「月の廿八日に会せよ」との命令をうけて七月に候官に出頭している。このこ とある功令によって土吏、候長、際長らは毎年秋には弓射の試験をされ、成績優秀なものには労が加算された。この功令 L27は射具を持参しなかったために弩で代用した記録である。いずれも秋射が候官 また

居延甲渠逆胡熙長公乗王毋何 五鳳元年秋以令射発矢十二中帝六当

三二二・九 図二五五

ることがあったのではなかろうか。

年一六六十

うに個人ごとに記録され、 は逆胡煕長王毋何の五鳳元年の秋射の成績で、 候官ではこれを一括して他の勤務状況に関する資料とともに都尉府へ報告された。 12本中6本が的中したことを記録したものであるが、 秋射の結果はこのよ しかし労を

賜わるいわゆる賜労の実際の認下は太守府において下された。

対1の割合で労を与えるよう上申した文書で、受信者は太守府の功曹であったと考えられる。 M 簡は居延都尉の徳が丞の延寿と連名で、甲渠候官長である漢疆の報告書にもとづき、 五鳳三年十月甲辰朔甲辰居延都尉徳丞延寿敢言之甲渠候漢彊書言候長賢日迹積三百廿一日以令賜労百六十日半日謹 一編敢言 五九・一四 図二五九 甲九四 **候長の賢に対して法令どうり2** 「詣官」簿のうち簡15は、

うに必要に応じて常時提出されたものであり、ことに上52の「平」を「評」の意に解するならば、 歴書ふうなものと解される。 同様な用語はL31、 もしはたしてそうであれば、そうした履歴書は単に秋射の際だけではなく、 L52にも見える。 この場合の功は手がらという意味よりは、 むしろ勤務の実績を記録した履 時には評議にかけられ L 31 や L 52

そうした手続ののち太守府の認可の通知をうけて労をもらうために候官へ出頭したものである。

またL27の簡に

「上功」

から候史心得に抜擢されたものであり、 いるのは、 さて昇進や除任は、 候官で辞令をもらい赴任するためである。 以上のような勤務評定にもとづいて行われたことはいうまでもない。 L39とL5の両簡は初めて際長に任命されたものである。 では当時、 候官以下の官吏の任免権はどこにあったのであろうか。 「詣官」 彼らが候官に出頭して 簿中上12 の簡 は

N 右塞尉一人秩二百石 已得七月盡九月積三月奉用銭六千 二八二・一五 図二六二 甲一五〇九

という俸給の受領簿により秩は二百石であったことがわかる。

すでにのべたように候官長である候は秩は比六百石であった。また候の副官にあたる尉

県

『漢書』百官公卿表によると、県令で千石から六百石、

(塞尉)

は

がいわゆる長吏であり、あとの士吏以下、侯長、除長にいたるまでいずれも百石以下の少吏であった。仮に侯官を県にお の丞や尉で四百石から二百石であるから、 候は県令、 尉は県の丞や尉の秩に相当する。 したがって候官では候と尉の二人

これら少吏の任免はすべて県にまかされているのであるが、しかし漢簡をみるかぎりでは、

の任免権は都尉府にあったようである。

候長王殭王霸坐母辨護不勝任免移名府·一事集封

八月丙申掾疆封

三七・二

きかえるならば、

候官の少吏

甲二四二七

O

守府ということになるが、太守府が直接に軍吏を免職してその名を都尉府に通知するとはまず考えられないから、 責任者は掾の疆となっている。掾は都尉府以上の役所におかれる属官であるから、この文書を発信した官庁は都尉府か太 属官の人事権がなかったというのではない。その点については別に検討する必要がある。 当であろう。ただこれはあくまでも前漢時代の制度であって、『続漢書』郡国志にみえる県と同列におかれた候官までも 尉府の掾であり、候官からの報告や資料にもとづいて都尉府で侯長を免職し、その結果を太守府に報告したとみるのが妥 これは発信文書を記録した簿録の断片で、上段から発信文書の内容、 候長の王彊と王霸がその任務に堪えず免職処分にしたにつき彼らの名を府に通知するというもので、 文書の数、発信月日と発信責任者名の順で記されて 疆は都

ことがらをおかみに申告する文書のことを爰書といい、その文体は「某自言」という形で始っていた。いずれの「自言」 ような借金の取立てを候官に訴えたものかもしれない。 も同じ意味と解される。居延における爰書には貸借関係のものが特に多いところから、第十二際長の長はあるいは後述の 「詣官」簿の中でそのほか吏卒の勤務に関するものとしては、簡2に「官に詣りて自ら言う」とある。 当時、 個人的な

ものである。 また16、 符は 簡3、 『説文解字』に「符は信なり。 簡4は父母の喪のために休暇をとりに候官に出頭したものである。 漢の制は長さ六寸なるを以てし、分ちて相い合す」とあるように、竹や またL7と簡17 は通行証に関する らいえば、

先のL16、

簡3、

出許可証をかねた郷里までの通

て信用するものであった。 銅や木の表に文字を記し、 これを二分して別々に保管し、必要な時に両者を合わせて文字がもとどおりになれば、 軍隊の発動に用いられる銅虎符とか其の他の国家の重要事項の伝達に用いられる竹使符は、 はじめ そ

Р 始元七年閏月甲辰居延与金関為出入六寸符券歯百従第一至千左居官右移金関符合以 の典型であるが、

符はまた通行証としても用いられた。

的短距離の往来に用いられた。 をおき、 するという意味である。 ての効力を発揮するのである。 これは北の居延県から南 しなければならなかった。 りまで行って購入する必要があったであろう。 は したがってこのことから、 :動詞に読まねばならぬ。 「封符」の意味は十分明らかでないが、 六五・七 この区間の通行にはそれぞれ与えられた符の半分を携帯し、 図 おそらくL7の場合、 の肩水金関に出入の符を送った文書である。 そこで候官に出頭して符を発行してもらう行為が、すなわち「詣官封符」であったと解される。 候官はまた通行証を発行していたことを知ることができる。 とすれば封は封印することであるから、 L7の簡は臨之際長の威が候際で必要な薬を買うために候官に出頭して「封符」したとあ ただ通行証といっても広範囲の旅行に通用する綮とは異り、符は特定の関を通過する比較 「詣官」簿の諸例からも明白なように、 軍事地帯では薬が手に入らず、臨之際長の威は候官地区を出て居延県あた しかしその途中には居延県索関があり、 「封符」とは文字どおりには符すなわち通行証 両者の符を合わせて一つになったとき、 すなわち居延には符の左半分、 詣官の下には必ず動詞がくるから封 これを通過するためには符を携帯 そしてこのような通行証 肩水金関には右半分 通行証とし の存在 に封印

の共通性を推測させるものである。 般民の通行証が県において作成発行されていることを考えるとき、 行証 !を発行してもらうことも当然用件の中にふくまれていたといわねばならぬ。 軍事地帯の候官と内郡 の県との間 の職掌上

簡4はただ単に親の喪のために休暇をとりに候官に出頭したというにとどまらず、

同時に外

莽時代の表現である。 とL35、L49、 次に銭穀関係に目を転じてみると、先ず吏の俸銭を受取るために候官に出頭している。 簡7、 これらのケースでは、いずれも候長ないしは候史が代表して候の吏のほか候の管轄下にある際長の 簡9のほか、下半分を欠いているが上45もこれに該当するであろう。 「詣官」簿の中ではL14、 簡9に「禄」とあるのは、 L 34 王

俸銭を受取る仕組になっていたようである。「部吏の奉を受ける」とは、そのような意味と解される。

侯史吏已取

図二〇二

Q 吞遠部 吞北際長為已取 今取三千六百 一二・二九

萬年熙長已取

が出かけているのは、 支払われているのが、 これは吞遠候での俸銭支払の明細簿の断片であるが、ここでは単に候の吏だけではなく吞北際と萬年除の二人の際長にも それだけ現金の取扱には慎重であったことを物語るものであろう。 何よりの証拠である。後述の食糧の受取りとは異り、俸銭の受取りには候長や候史など候の責任者

これら俸銭はすべて賦銭によってまかなわれた

凡入賦銭卅万八千八十 二八五・二二 図三七一 甲一五四九

これは帳簿の最後にあたる部分すなわち帳尻で、甲渠候官に送られてきた賦銭の総計を記したものであるが、この中から

俸銭が支払われたことは、たとえば

出賦銭八万一百 給佐史八十九人十月奉 一六一・五 図二九三

甲九五七

賦銭の中に占める傣銭の比率はかなりのパーセンテージを占めたであろうが、そのほかにも候官や候際の必需品で買い とある候官の金銭出納簿の断片より知られる。 しかし賦銭は俸銭の支払いだけに用いられるものではなかった。もちろん

や際に現金で渡すのは俸銭だけで、他の必需品はすべて候官で購入し、候際には現物を支給するのが建前ではなかったか とのえるべきものはすべて賦銭でまかなわれた。 それは賦銭徴収の本来の性格からして当然である。ただその場合に、候

> 122 (744)

えば

付したり、 はならないはずである。 と考える。 あるいは明らかに候や際の出納簿だと判定されるものが見あたらないことである。 理由としては、 しかるに破城子出土簡の中には多数の金銭出納簿の断片がありながら、 先ず候や際で現金を使用しておれば他の例からいっても候官に宛てて報告した出納簿がなくて かえって それらの中には候際名を

八月乙丑給令史張卿為市 二五八・四 図二三六

出銭四千五百

IJ 出銭六十七 八月丁巳付尉史寿"以買膠三斤 二六七・一二 図二七一 甲一四〇二

に出 が 出頭して通行証をもらい、 地でまとまった量の各種必需物資を購入することは不可能であるから、 のように候官の令史に現金を渡して買物をさせたり、 ;って候熢の必需物資は候官で購入した中から支給されるか、 「かければよいわけで、 購入の主体はもっぱら候官であったことを推測させる。 軍事地帯以外の地まで出かけねばならず、 L7は後者のケースであったに相違ない。 同様に尉史に現金を渡して膠を買付けさせたりしている簿録 場合によっては候官に出頭し、 理由の第二としては、仮に現金を支給されたところで現 結局は現金支給の意味がなくなるからである。 つまり現金の取扱いは候官までで候際ではいっさい 必需品の購入のためにはL7のように一度候官に そこで現金をもらって買い がある した

事実それを裏がきするものとして、私的な貰売や貰買の盛行と、それに原因する多数の訴訟の記録が残されている。 ところで俸給が現金で支払われたということは、辺境地帯にかなりの貨幣流通があったことを想定しなければならない。

例外は俸銭だけであったと考える。

は三塊緊長の徐宗からの申し立で、内容は三泉亭長の石延寿に貸した茭の代金のうちまだ二百八十銭が不足しており、 ☑長徐宗 自言責故三泉亭長石延寿麥銭少二百八十数責不可得

三・六 図五六九

甲三三

くら催促しても返済しないことを訴えたものである。これなどは先の簡2の「詣官自言」の具体的な一例である。@ 債権者の訴えにもとづいて事実を調査し、 事実に相違ないことが判明すると債務者に返済を命令する。 「詣官」簿

候官は、

的に多かった。 形式で行われる候官への提訴は貸借に関するものばかりではなかったが、しかし何といっても貸借に関係するものが圧倒 地帯の貨幣経済の中で更に重要な役割を演じていたことになるが、これは推測の域を脱しない。ともあれ「自言」という したものかもしれない。もしそうだとすれば、候官が吏卒に金を貸すことがあったということになり、 、 る。 L60の場合は上半分を欠いているためにはっきりしたことはいえないが、 そうした吏卒の訴えをうけて、いっさいの後始末をするのが、また候官のつとめであった。 あるいはこれは候官から借りた金を返済 候官は辺境の軍事

のであろう。これはおそらく候に帰ったあとで分配する上での便宜のためと思われる。 指していうことばである。ここでは単に候の戍卒だけではなく、所轄の各際から若干名の戍卒をつれて候官に出頭したも 欠いているが、このグループに入れることができる。 とは食糧としての穀物の支給を受けることで、いずれも候官に食糧を受取りに行った記録である。 うした軍事地帯にあって公私にわたる経済生活の中心となったのが、ほかならぬ候官であったということができる。 達していたことを知る。 また食糧すなわち穀物も候官から支給された。 以上のべたところから、 それはある意味では当時の中国で最も貨幣経済の進んだ地域であったといえるかもしれない。 辺境の軍事地帯およびその周辺では内郡より定期的に送られてくる賦銭を中心に貨幣経済が発 「詣官」簿のうちL10、 部卒の部とは、 先のL14などの部吏の部と同じく、 L 15 ` L 22 L 23 L 24 ほかにL47も下半分を L57にみえる「稟」 候の管轄

・甲渠候官甘露五年二月穀出入簿

八二・六 図三一五 甲四六六

これは甲渠候官の甘露五年二月の穀物の出納簿の表紙に当るもので、 候官では各月ごとに出納が記録された。またこうし

※ ・甲渠候官神爵五年五月田官輸□□☆素や☆

二七一·一〇 図一七一 甲一四二四

の責銭を持って官に詣る」という言いかたをしているのに対し、L60では「官に詣りて負銭を還す」という表現をとって

| 候官の命令をうけて返済金を候官に持参したものである。

ただL46は

「延水の卒

のうち146と16はこうした手続の後、

とある省と同じ用語である。

この簡は戍卒の移動を記録したもので、

意味は甲渠候官所属の武成際

の卒の賈則が二月十五

のように田官から甲渠候官に運ばれたり、 ある 社

入粟大石二十五石

輸車 甲 平 両

始建国五年六月令史受訾家當遂里王護

れば、 ただ問 であり、 なる種類 も候と際がおかれ、 れていたことは、 した代田経営およびその倉庫である代田倉の監理はすべて農都尉の管轄に属する。 食貨志にいうように、 書』百官志に「辺郡には農都尉を置いて屯田殖穀を主らす」とあって辺郡の農業を専管するのが農都尉であった。 らく特殊であり、 のように、 これらの倉庫もふくめて甲渠候官の食糧供給はいかなる機構になっていたのか。 『題は甲渠候官の中には呑遠倉とか第廿三(際)倉、 別に関係文書の集成をまって明らかにしなければならない問題である。 (の倉庫なのかといった疑問がおこる。 王莽時代のものであるが居延の一般民から候官に納入されることもあった。 居延都尉府下の殄北候官通沢候所属の第二亭長関係の一連の穀物受領簿によって明らかにされて 多くは前者のように田官を通じて運ばれたものである。 収虜は緊がおかれた場所であるが、これらの倉庫がはたして代田倉なのかどうか。 武帝の末年、 居延一帯では捜粟都尉の趙過によって代田の農法が施行されて実績 これらは究極のところ、 収虜倉といった倉庫があることである。 農都尉と軍都尉との機構並に管轄に関係する問題 田官というのは農都尉系統の官である。 そして吏卒の食糧が代田倉から支給さ もしも代田倉でないとしたらい しかし後者のようなケー 吞遠も第廿三もいずれ もし代田倉だとす をあげたが、 ス 『漢書 は そう におそ か

とも熟され、 Z 最後に残っ 武成際卒賈則 それはまた た「詣官」簿に省卒に関するグループがある。 二月十五日省珍北罷留官 L 6, 二五四・ L 17 一七 L 32 図二二九 L58がそれである。 甲一三〇五 省卒の省は省作など

来 日に殄 の勤務地を離れて一時他処に出張することを指すものらしい。 北候官に省し、 現在帰還して甲渠候官に残留しているというものである。 したがって、こうした持場を離れた戍卒が省卒であり、 この簡の例からすると、 省というのは 125

測すると、省卒をひきいて候官に来たということの中には、本来の部署を離れて他処で仕事につく関係上、あらかじめ食 そも出張の目的地が候官なのか、それとも他処に行く途中に候官に立寄ったのか、もちろん仕事の内容など知るよしもな 糧の配給を受けるための場合もあったと考えられる。なお簡11は「候史蕭を将いて」とあり、また簡5には「部吏を将い ただL32の簡の下方に「駟望の卒の趙小奴は十二月と正月の食の配給を受けた」と別筆で書かれている。これから推

彼らが他処で作業することが省作である。「省卒を将いて(或は送って)官に詣る」というが、これだけの記録ではそも

考釈之部、中央研究院歷史語言研究所、一九六〇。 『居延漢简考釈』釈文之部、商務印書館、一九四九。『居延漢簡』 て」とあっていずれも吏に限定されている。あるいは集議のための出頭であったのかもしれない。

- 究一四—一・二、一九五五)を参照。なお上計については鎌田重雄「那 国の上計」(同『漢代政治制度の研究』所収)を参照。 米田賢次郎「帳簿より見たる漢代の官僚組織について」(東洋史研
- 拙稿「漢代の集議について」(東方学報京都四三、一九七二)を参
- 一三、一九五三)を参照 大庭脩「漢代における功次による昇進について」(東洋史研究一二
- 出土の「詣官」簿、L3、L27によって明らかである。 よび候除の吏に対しては候官で秋射が行われたことは、これら破城子 あるいは騎士などは都尉府で実施されたであろうが、候官所属の吏お によると、秋射は都尉府で行われたとする。都尉府に直属する吏とか 陳直「西漢屯戍研究」(同『両漢経済史料論叢』所収、一九五八)
- 騎士、習射御騎馳戦陣、八月太守都尉令長丞尉会都試、課殿最 応劭『漢官儀』上、民年二十三、為正一歳、以為衛士一歳、為材官
- ⑦ この場合、候官にも捺がおかれたとして候官で候長を免職し、その 名を都尉府に報告したとみることもまったく不可能ではない。ただ候

- 官に捻がおかれた例が他に見あたらないことと、また 居延殿胡縣長龍山里公乗楽喜年卅 徙補甲渠候史代張敖 三:一九 図五二六 甲四
- 二つの候官にまたがる異動が行われている点、少吏の任免権は都尉府 のように居延候官の際長が甲渠候官の候史に昇進していることから、
- にあったとみるほうが穏当である。 大庭脩「爰鸖考」(聖心女子大学論叢第一二集、一九五八)を参照。
- 五四)を参照 大庭脩「漢代の関所とパスポート」(石浜先生還暦記念論集、一九
- 大学人文科学研究所創立廿五周年記念論文集、一九五四)を参照。 拙稿「漢代人頭税の崩壊過程」(東洋史研究一八―四、一九六〇) **俸給に関しては米田賢次郎「漢代辺境兵士の給与について」(京都**
- 徐宗に関しては他にも次のような爰書がある。
- 三堆縣長徐宗 三四四 図五二七 自言霸胡亭長寧就舎銭二千三百卅四資不可得
- 森鹿三「居延漢館の集成――とくに第二亭食簿について――」(東

(14) 13

注⑧の大庭論文を参照。

られた。

ったことを物語っている。

(15) 方学報京都二九、一九五九) 吞遠倉建昭五年七月己丑以□□ 倉庫の簡は次のようなものがある

第廿三除倉建平五年十一月吏卒当食者案及殺簿

収處倉河平元年七月殼出入節

一三五・七

九八・三

図===

二八六・七

O いない。ここではいちおう陰として扱い、

16

けでなく候もあったことになるが、収度候としては

疑問を付記しておく。

一例も発見されて

簡番号六八・八七の簡に「収虜士吏」とある。すると収虏には除だ

九月己酉卒吾丘受迹盡丁丑積廿九日(下略

九月癸亥卒孫安世省作廿一除 九月庚戌卒董輔省作廿一除

四五・三三 図一八七

兀

官に届いた賦銭は吏の俸銭の支払のほかは原則として候官にプールされ、候官の責任において必需品の購入その他にあて 令の交付、吏卒の提訴の処理から休暇の手続、通行証の発行など、すべて候官の仕事であった。また内郡から送られて候 とよばれる勤務評定が行われた。そしてこれらの資料にもとづいて官吏の昇進や任免が行われたのである。そのほかに辞 評定を同時にかねており、時に職務怠慢のかどで身がらを拘束することもあったが、これとは別に候官では年一回、 り提出される各種報告類には厳重な査察を加え、職務上の違反や怠慢を厳しく監視した。とくに後者の場合は官吏の勤務 線の状況を都尉府に報告するパイプ的存在であった。しかし運営に当っては頻繁に集議を開いて命令を徹底させ、候除 てみた。 以上、 その結果、 破城子すなわち甲渠候官の遺址から出土した「詣官」簿を中心に「詣官」の内容の分析から候官の機能をさぐっ 候官は基本的には都尉府と前線の候際の中間にあって候際を統轄し、都尉府の命令を候際に伝え、 秋射 前 ょ

しかも候官の職掌 候官は軍事基

地といっても単なる軍隊の駐屯地としてではなく、兵站基地として重きをなしていたことが知られる。

官が吏卒どうしの借金の返済に職権をもって介入することもふくめて、辺境軍事地帯における公私の経済生活の中心であ

また食糧としての穀物の支給も候官を通して行われた。このようにみてくると、

したがって候除では金銭は扱わず、必需品はすべて候官より現物で支給されるのが建前であった。このことは候

候官が吏卒の公私の生活全般にわたって深く関与している点、辺境にかぎらず軍事地帯では県にかわるものとして候官が の中には県とも共通するものがあり、また候官長たる候が県令と同秩であるという類似点があるが、それらを除外しても、

おかれるにいたる一つの理由をうかがうことができるであろう。

ればならない。 文中に提起した多くの仮説を立証する作業とともに、より詳細については後日の候官文書の集成をまって明らかにしなけ ただはじめにものべたように、この小論は「詣官」簿という簿録の断片をもとに候官の機能の一端をさぐったに過ぎず、

際長に引率されて候官に出頭した諸例はすでに前節でみてきたところである。 た郵便物は第七際、第八際、第十際の戍卒が候官に届けている。また食糧を受取るために、あるいは省卒となって候長や① 戍卒がまったく候官へ行かなかったかというと、決してそうではない。たとえば居延都尉府などより甲渠候官に宛てられ 頭者が候長、候吏、士吏、際長といったいずれも候や際の吏ばかりで、戍卒の「詣官」簿が一例もないことである。 食糧をはじめとする各種物品の授受などは、すべて吏の責任において行われたものであったことがわかる。 がないことからして、戍卒は単なる運搬や作業に従事するだけで、候官と候除との間の主要な連絡とか、あるいは俸給や なお最後に「詣官」簿について一言つけ加えておく。第二節にあげた「詣官」簿を一覧して気づくことは、候官への出 したがって「詣官」簿中に戍卒の単独の簡 すなわち一詣 では

) 拙稿「居延漢簡熢照考」を参照

そうした候

、

の

責任者が

候官に

出頭した

除の

着到

簿であり、

記録にほかならなかった。

(京都大学人文科学研究所附属東洋学文献センター助教授

nishu of Settsu was established after the fifth year of Tenmon. Besides, I add the reason why the regime ruined, that is, why Miyoshi Nagayoshi 三好長慶 rose up.

A Consideration on Suiko 出签

by

Y. Funao

The note of the dead men of *Bitchiu* 備中 charged with *Taizei* 大税 in the eleventh year of *Tempyo* 天平 in the *Syosoin-Documents* 正倉院文書 is a precious resource for studying concretely on *Syozei-suiko* 正稅出举 in relation to the individual peasant. In this article, I'll reinvestigate how *Suiko* 出举 really was mainly through the analysis of this document.

As the result of that investigation, it is asserted that landlords below the rank of *Gunji* 郡司 made skillful use of the institution of the debt immunity of the dead and that they managed the *Syozei-Suiko* system privately and I examine the process on which they controlled the peasantry under their influence by public and private *Suiko* 出拳 and made themselves conspicuous.

An Essay on the *Hou-kuan* 侯官 Appeared in *Chu-yen* 居延 Archives in the *Han* 漢 Period

——Especially on the 'Yi-kuan Pu' 詣官簿
Found in P'o-ch'eng-tzu 破城子——

bv

H. Nagata

Han dynasty had been suffering from the Hsiong-nu 匈奴 invasion from the early days, but under Wu-di 武帝 Han began to take offensive. In 115 B. C. Han succeeded in driving the Hsiong-nu away from Ho-

水津会計担当理事から報告

hsi 河西 district into the north of the Desert. Four counties, Chang-yi 張掖, Ch'iu-chuan 酒泉, Tun-huan 敦煌 and Wu-wei 武威, were set in that district to clear the way to the western countries and protect it against the invading Hsiong-nu. In 1930 a lot of wood-plate archives were found in Ohu-yen, a military base at the front. They are called Chu-ven Archives.

In this article I would like to investigate into the functions and duties of the hou-kuan, which has hardly been studied until now, by using a series of archives found in the grave of Chia-chu-hou-kuan 甲導條官. I will call them 'Yi-kuan Pu' for the present. After investigating them I came to the conclusion as follows: Hou-kuan is a mediator between Tuwei-fu 都威府, the headquarters and hou-tu 候隊, a force at the front. He command the hou-tu, delivers the order of Tu-wei-fu to the hou-tu. and on the other hand, tells the condition of the front lines to Tu-weifu: Putting the duties into practice he often calls a meeting to make the order thoroughly understood: He inspects the reports presented by the hou-tu strictly, keeps a close check on the violation and negligence of the officials and soldiers; Hou-tu does all the office works about them: In addition to the delivery of the provisions, he takes charge of the military fund sent from the inner counties, and buys the requisites for the hou-tu; We must pay special attention to it that hou-kuan takes a leading part in the public and private economic life in that district.

| 印刷所 | | 発行人 | | 史 | 一九七三年 年 |
|------|------------|-----|--------|-----------|----------------|
| 中村村 | 理事長 | 史 | 京都 大学 | 林(第 | 九月二五日日 |
| 印蓝 | 佐 | 学 | 大学文学部中 | (第五六卷第五号) | 日日 発印 行刷 |
| 刷株御所 | 振替京都五 伯 | 研 | 内町 | (五号) | 定価四五〇円 |
| 式会社 | 福五一五五番 | | | | 五〇円 |
| 社吾 | 富る | 会 | | | |

表がいれかわります。

表がいれかわります。

表がいれかわります。

表がいれかわります。

表がいれかわります。

れることも考えられます。足という事態もからみ、本誌の刊行がおく常に苦しくなっております。とりわけ紙不

訂正

る諸費の高騰によって本会の経済状態は非りましたように、雑誌生産費をはじめとす